

文化審議会著作権分科会
法制問題小委員会
平成20年度中間まとめ 概要

平成20年10月1日(水)

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会

目 次

- 1 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について 1
- 2 私的使用目的の複製の見直しについて 4
- 3 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について . . . 5
- 4 研究開発における情報利用の円滑化について 7
- 5 機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱いについて . 9
- 6 その他の検討事項 11

1 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について①

- デジタル化、ネットワーク化の急速な進展に伴い、著作物の利用実態が大きな変化を見せているとの指摘。
「経済財政改革の基本方針(いわゆる骨太の方針)2007」、「知的財産推進計画2007」で、「デジタルコンテンツの流通促進の法制度等を2年以内に整備する」こととされている。

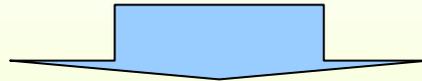


- 「デジタルコンテンツ流通促進法制」の内容は、昨年度の検討とその後の「知的財産推進計画2008」等を踏まえ、次の3つの観点から考えるべき。
 - ① 過去のコンテンツ(TV番組等)のインターネットでの二次利用の円滑化に関する課題 ⇒ p.2
 - ② インターネット等を活用した新たな創作・利用形態に関する課題 ⇒ p.3
 - ③ ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化
- また、内容は多岐にわたり、今後も関連の検討事項が生じる可能性もある。知的財産戦略本部等の動向も踏まえ、検討を続けるべき。

1 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について②

コンテンツの二次利用に関する課題

- 過去のTV番組等の再利用を行う場合の著作権契約上の問題については、権利者不明等により契約交渉が容易でない場合の問題が中心課題。
- この点は、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会でも検討。同小委員会の「中間整理」では、権利者不明の場合の利用円滑化方策等を、次のように取りまとめ。
 - ・ 二次利用を円滑化するための基本的な方策として取り組まれている民間での対策を促進するとともに、
 - ・ それに対するセーフティネットとして、制度的な措置が必要。
(著作隣接権の裁定制度や新たな権利制限型の制度などを検討)



権利者不明の場合に十分な調査をした上でも権利者が不明である場合に、一定の条件で利用を認める制度的措置について、早期に実施に移すべき。

1 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について③

インターネット等を活用した創作・利用に関する課題

- インターネット等を活用した新たな創作・利用形態に関する課題について、委託調査により、関連事業者等が問題と感じている点を調査。
- 多くは、既に著作権分科会で検討課題としているもの。ただし、ストレージサービス等についての法的評価の問題等の中では、新たな課題も。



- 現在の権利制限規定の切り口（私的領域かどうか、非営利無料かどうか等）と、実際に権利者の利益を不当に害する行為か否かとの実態とが、乖離してきているのではないか。
 - ⇒ 今後、権利制限規定について、この乖離の解消に努めていくことが適當。
- 不特定多数の者のマッシュアップによって制作が行われる場合について、今後生じてくる可能性のある問題点について、精査と研究を行うことが必要。

2 私的使用目的の複製の見直しについて

- インターネットを通じて私的領域でも大量・広範な複製が可能となっていること、契約や著作権保護技術等との関係を背景に、私的複製の範囲の見直しを検討。
- 私的録音録画小委員会では、以下の形態を30条の適用除外とすべきと整理。
 - ① 違法複製物等からの私的録音録画（ただし、一定の利用者保護が必要）
 - ② 適法配信事業から入手した複製物からの私的録音録画

⇒ 録音・録画以外（プログラムの著作物等）の取扱いも検討すべきとの指摘。

※ Winnyによるファイルの流通状況は、映像関連：19%、音楽関連：13%に対して、プログラム関連：3%。ただし、一部ゲームでは国内販売ソフトの全種類が入手可能。



- 録音・録画以外でも、権利者の不利益が存在すると推察される分野はあるものの、利用者保護の取組等について、現時点で必ずしも明確といえる状況ではない。
- 私的録音録画小委員会における検討の方向性も踏まえて、今後、利用者に混乱を生じさせないとの観点にも配慮して、検討の熟度に応じて段階的に最終的な取扱いを判断していくことも視野に検討。

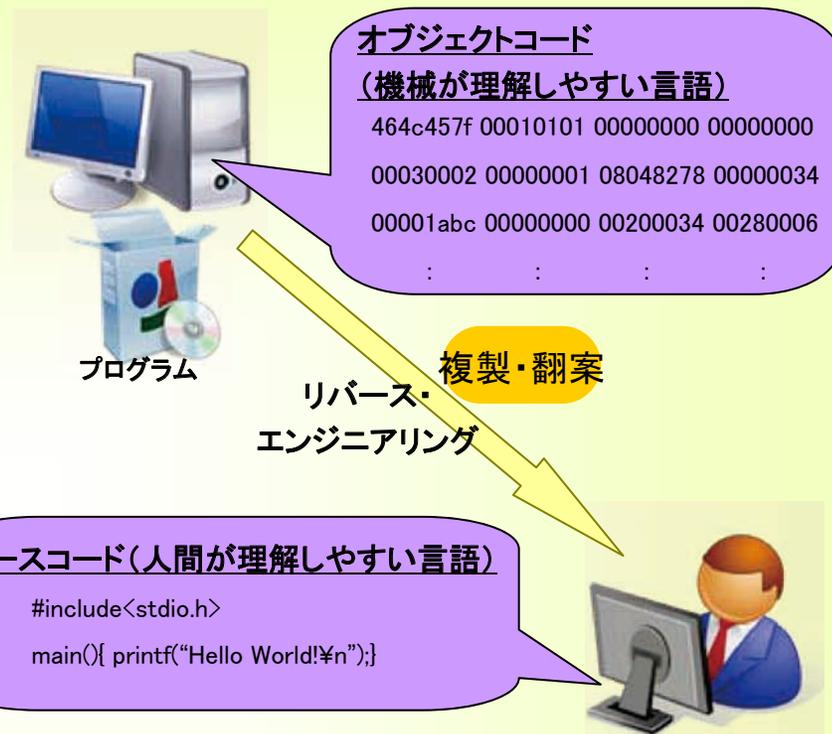
3 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について①

問題の所在

- コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリング※を行う場合には、「オブジェクトコード」(機械が理解しやすい言語)を、「ソースコード」(人間が理解しやすい言語)に変換する必要があるが、この変換行為には、著作権法上の複製や翻案を伴う場合がある。

※「リバース・エンジニアリング」とは、製品を分解・解析すること等によって、その構造や要素技術等を探知することをいう。

- 関係団体からは、相互運用性の確保、障害の発見・著作権侵害調査等や、その他プログラム開発等のため、一定の範囲で、リバース・エンジニアリングを、権利者の許諾なく行えるようにすべきとの要望がある。



上図：独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンターの資料をもとに作成

3 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について②

検討結果

① 相互運用性の確保の目的で行うリバース・エンジニアリング

➡ 相互運用性の確保は、ユーザーの利便性確保の観点からも必要であること等から、一定の要件の下で、権利制限を早期に措置することが適当。

② 障害の発見等の目的で行うリバース・エンジニアリング

➡ 障害の発見等の目的の場合については、プログラムの適正・安全を確保するため、一定の要件の下で、権利制限を早期に措置することが適当。
(ただし、ウィルス作成等の悪意ある目的の場合との区別にも留意が必要)

③ その他プログラムの開発の目的で行うリバース・エンジニアリング

➡ プログラムの開発全般を対象とすることは、範囲が無制限に広がり、不適當。個別のケースごとにその社会的意義や権利者への影響のバランスを考え、要件等の詳細について、引き続き検討を行うことが必要。

4 研究開発における情報利用の円滑化について①

問題の所在

- 画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発では、著作物をサーバー等に蓄積し、整理・データベース化した上で、そこから必要な情報の抽出等が行われている。
 - その過程では、著作権法上の複製等が行われている可能性があるが、これらの研究開発は情報を抽出する過程での複製等に過ぎず、通常の著作物の利用形態とは異なるとの観点から、権利者の許諾なく行えるようにすべきとの要望がある。
 - その他、機器の機能・性能評価などの技術開発等や、大学等における論文等の文献の複製等についても、著作権法上の課題があるとの指摘。
- ※ 解析技術の研究開発では、例えば、クローリングによりウェブ上の情報をアーカイブしてデータベース化したり、文献等の言語情報を電子化してコーパスを作成したり、放送番組を録画・蓄積したりした上で、そのデータを用いて、各種の社会分析、言語解析、音声認識・映像認識の技術開発等が行われている。
- ※ その他としては、例えば、録画機器の開発の過程で、その機能・性能の評価・検証のために、実際に著作物の録画・上映が行われているものがある。



4 研究開発における情報利用の円滑化について②

検討結果

- 「研究開発」に含まれる行為は幅広いため、研究開発全般を対象とする権利制限では、いわゆる一般条項のような抽象的な要件にならざるを得ない。

➡ 早急に結論を得るべき範囲と、それ以外とに分けて検討。
また、知的財産戦略本部で検討されている包括的権利制限(日本版フェアユース)との関係について留意が必要。

① 早急に結論を得るべき研究開発分野

- 情報解析分野の研究開発について、以下の理由から、権利者の利益を不当に害しないこと等の条件の下で権利制限を行うことについて概ね意見が一致。
 - ・ 膨大な情報から必要な情報・知識を抽出する技術は、デジタル・ネットワーク社会の基盤として、社会的な意義を有する。
 - ・ 情報抽出の過程で中間的に行われる複製であり、著作物利用の実質に乏しい。

② その他の研究開発分野

- 大学等の研究者の行う複製等のうち、権利制限が許容される範囲があるのではないかと意見は多数。ただし、その範囲、条件について引き続き検討が必要。

5 機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱いについて①

問題の所在

＜平成18年1月 文化審議会著作権分科会報告書＞

- コンピューターの機器内部での蓄積、ネットワーク上の中継サーバー等での蓄積など、著作物等の電子データを一時的に蓄積する利用形態が広く用いられている。
- 国際的な動向を考慮すれば、これを「複製」に当たると解する方向もあり得る。その場合、通常の機器の利用や円滑な通信に支障が生じないよう、権利を及ぼすべきではない範囲が存在すると考えられる。

⇒ 権利を及ぼすべきでないとする蓄積の要件として以下を提案

- ① 著作物の使用又は利用に係る技術的過程において生じる
- ② 付随的又は不可避的
- ③ 合理的な時間の範囲内

更なる論点

- 「付随的又は不可避的」とは言い難いが、権利を及ぼすべきでないとする社会的な要請が強いと考えられる場合(ミラーサーバー、バックアップなど)への対処
- 「合理的な時間の範囲内」という定量的な時間の要素に基づく要件の再検討

5 機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱いについて②

検討結果

① 機器利用時における蓄積について

- 18年報告書の「合理的な時間の範囲内」という要件について、定量的な時間ではなくより一般化した形でその含意を要件化するなど再検討

➡ 以下の要件の下で権利が及ばないこととする立法措置を提案

- a 著作物の視聴等に係る技術的過程において生じる
- b 付随的又は不可避的
- c 視聴等に合目的的な蓄積であり、当該技術及び当該技術に係る一般的な機器利用の態様に照らして合理的な範囲内の視聴等に供されること

② 通信を巡る蓄積等について

- 技術的な過程の付随的又は不可避的な蓄積と位置づけるよりは、むしろ通信の効率化・円滑化や信頼性確保などの観点から要件を検討

➡ 以下のような行為について権利が及ばないこととする立法措置を提案

- ・通信の円滑化・効率化のための蓄積等(キャッシングなど)
- ・信頼性向上のための蓄積等(ミラーリング、バックアップなど)
- ・社会的要請の充足のための蓄積等(フィルタリングなど)

6 その他の検討事項

- 昨年から検討課題としている「通信・放送の在り方の変化への対応」については、総務省情報通信審議会での検討が進められており、その議論に留意しながら、時宜を逃さずに検討を行う。
- また、知的財産戦略本部「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」では、「権利制限の一般条項(日本版フェアユース)」などの著作権法制に関する課題の検討が行われており、その議論の動向を見守りつつ、制度設計の詳細の検討を要する場合などには、それに応じて検討を行う。